

## 2025年度 「世界青年の船」事業 応募要領

「世界青年の船事業」は、1967年に明治百年記念事業の1つとして開始された「青年の船」事業が、1988年に時代の変化に対応した事業内容に変更され「世界青年の船」事業として改組されたものです。世界各地の青年が集い、ディスカッションや文化交流等を通じて、異文化対応力、リーダーシップ力などの向上を図り、社会貢献ができる次世代グローバル・リーダーとなる青年を育成するとともに、グローバルな人的ネットワークを構築することを目的としています。

2025年度は、タイを出発地として航海を行いながら国内2か所に寄港し、地域の現場に入って社会課題に係る実践活動等を行うプログラムを実施します。

### 1 参加国

カメルーン、カナダ、チリ、ドミニカ共和国、ギリシャ、インド、ジャマイカ、モンゴル、モザンビーク、ニュージーランド、パラオ、スペイン及び日本

### 2 事業の構成及び内容

本事業は、本体プログラム及び日本参加青年に対する研修によって構成されます。

#### (1) 本体プログラム【使用言語：英語】

##### ① 船上活動

ディスカッション活動、文化交流、地域実践活動の準備等を実施。

##### ② 寄港地活動

###### ア 地域実践活動（愛知県）

：地域が現に抱える課題をテーマとして設定し、事前にディスカッションを行ったうえで、地域のNPO等の協力の下、関連施設等の訪問や課題解決に向けた実践的な活動等を実施。

###### イ 地域訪問活動（沖縄県）

：表敬訪問、視察、文化体験、地元青年との交流活動等を実施。

#### (2) 日本参加青年に対する研修

##### ① 事前研修

事業の趣旨、内容等について理解を深めるために必要な基礎知識や、参加青年としての心構え、リーダーシップスキルやディスカッションの基本情報を習得するとともに、外国参加青年との交流プログラムに備えるため、英語ディスカッション講座等を実施。

##### ② 事後研修

本事業を振り返り、事業を通じて得た経験や学んだことを集約し共有するとともに、今後の事後活動（社会貢献活動等）についての展望を明確化する。

### 3 開催日時

- (1) 事前研修  
2025年9月12日（金）～16日（火）：5日間（都内）
- (2) 本体プログラム  
2026年2月15日（日）～3月12日（木）：26日間（都内及び船内）
  - ・船上プログラム及び寄港地活動 2026年2月15日（日）～3月9日（月）
  - ※ 都内にて参集の後、タイ（バンコク）に移動して乗船予定
  - ※ 上記期間中に、寄港地活動（地域訪問活動：沖縄県 3日間程度、地域実践活動：愛知県 5日間程度）を実施
  - ・東京プログラム 2026年3月10日（火）～12日（木）
- (3) 事後研修  
2026年3月13日（金）～14日（土）：2日間（都内）
  - ※ 諸般の事情により、日程が変更されることがあります。

### 4 募集人数

**日本参加青年 80名**

※ 外国参加青年は12か国各8名、日本・外国で合計176名程度が参加予定

### 5 応募要件等

- (1) 日本の国籍を有すること。
- (2) 2025年4月1日現在、18歳以上30歳以下の者であること。
- (3) 健康で、長期の共同生活・航海に耐えることができること（医療体制及び緊急対策の観点から妊娠している者の本事業への参加は認められない。）。
- (4) 協調性に富み、事業の計画に従って規律ある団体行動ができること。
- (5) 日本の社会、文化等について相当程度の知識を有すること。
- (6) 交流対象国に対して関心と理解があること。
- (7) 本事業における活動（ディスカッション等）を円滑に行うことができる英語力を有すること。
- (8) 事前研修、本体プログラム及び事後研修の全日程に参加できること。
- (9) 事業終了後もその経験をいかして社会貢献活動等を活発に行うことが期待できること。
- (10) 自らの負担でインターネットに接続できる端末や通信環境等を準備できること。
- (11) 事業内において、内閣府及び本事業の支援業務を受注した業者が撮影した写真及び動画等について、内閣府及び関係団体のHP、SNS及びその他広報に用いることに同意すること。
- (12) 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症対策に関し、内閣府が求

める必要な対応（マスク着用、手指消毒、検査、隔離措置等）について協力できること。

※日本入国時の検疫措置等が強化された場合には、参加に当たり別途対応を求める可能性があります。

- (13) 本事業を含め、過去に内閣府が主催する青年国際交流事業に参加したことがないこと。

## 6 修了証の交付と参加資格の取消

本事業を通じて、異文化対応力、リーダーシップ力などの向上を図り、グローバルな人的ネットワークの構築に貢献したと認められる参加青年に対しては、内閣府から本事業の修了証を交付します。

ただし、参加青年として決定した後であっても、事前研修、本体プログラム及び事後研修の全日程に参加しなかった場合など、応募資格の条件に反することが判明した場合や、参加青年として不適当と認められる行為があった場合には、参加資格を取り消し、修了証を交付しないことがあります。

## 7 応募方法

内閣府のホームページにある応募方法に従ってご応募ください。

※ <https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/bosyu-2025.html>

※ 参加申込書による書類選考の後ウェブテスト及びオンライン面接による2段階での選考を行います（参加申込書には、学歴、職歴、経験等に加え、1200字以内の応募理由（志望動機）等を記入していただきます。）。

※ 障害等により事業参加に際して何らかの配慮が必要な場合は、参加申込書の備考欄に配慮すべき事項の内容を記載してください。

※ 書類選考の合否判定については2025年4月25日（金）頃までに、応募者全員に対し参加申込書を提出いただいたメールアドレスへ結果を通知します。合格者に対しては、最終選考となるオンライン面接試験（個人面接及び英語グループ面接を5月9日（金）～5月18日（日）の間で実施予定、日時の指定はできません。）を行うための詳細を併せて連絡いたします。

オンライン面接による選考の合否判定については、6月上旬頃に面接受験者全員にメールにて結果を通知いたします。

**参加申込書提出の締切：2025年4月18日（金）12時（正午）**

※ 参加申込書提出に先立つ応募フォームへの入力・送信は4月16日（水）12時（正午）までです。上記期限までに応募フォームへの入力・送信がないと参加申込書の提出は受け付けられませんので、御注意ください。

※ 参加申込書はメールによる申請のみの受付となります。郵送による申請は不可となりますのでご注意ください。

## 8 併願について

### (1) 併願の条件

内閣府が主催する国際交流事業に最大2事業まで併願することが可能です。併願をする場合には、各事業の選考試験を受ける必要があります。また、参加できる事業は1つの事業のみです。

(2) 提出書類

併願を希望する場合は、応募フォームにて希望順位も含めて回答の上、参加申込書に応募理由（志望動機）を記入してください。

(3) 合格の決定

併願を希望する者に対して内閣府が合格を出す際は、希望順位に基づき、受験者1名に対して1つの事業について合格を決定します。

## 9 その他

(1) 参加費：25万円程度（見込み）※振込みによる事前徴収

- ① 事前研修、事後研修に係る宿泊費
- ② 海外旅行保険加入費
- ③ 傭船料の一部

(2) 上記の参加費の他、以下の経費についても各参加者の負担となります。

① 事前研修に参加するための往復の交通費

※ 本体プログラムに集合するための交通費及び事後研修から帰宅するための交通費は内閣府が負担します。

② 事前研修、事後研修に係る食費（実費）

③ (1)②の海外旅行保険で賄えない治療費及び付随する費用

※ 特に、事前研修期間中は保険期間外となります。

④ 旅券発行手数料等

⑤ 本事業に参加する資格を取り消された場合の帰宅に係る費用。ただし、日本参加青年の親族が死亡又は危篤状態になった場合や日本参加青年が本事業への参加を継続できないほどの病気を患った又は怪我を負った場合、その他管理官がやむを得ない帰宅であると認めた場合には、内閣府は、その全部又は一部を負担することができる。

⑥ 航空運賃のうち超過手荷物料、宿泊ホテル等における付随的費用

⑦ その他、個人用に必要な経費

(3) 海外から参加する場合は国内交通費のみ支給いたします。

(4) 参加費免除の申請について

独立生計者(※)でない者かつ奨学金受給者、授業料免除者、その他経済的理由により参加費の納付が困難な者は、参加費の免除を申請することができます。書類選考に合格した者のうち、参加費免除の申請を希望する者は必要書類を準備し、内閣府が指定する期日までに内閣府に申請してください（詳細及び申請様式は書類選考合格後、希望する者に送付します）。内閣府で申請書及び必要書類を確認し、選考試験に合格した者のうち、認定された者の参加費を免除することとします。なお、上記(2)については、参加費免除となった場合でも、自己負担となるので注意してくださ

い。

(※) 独立生計者とは、以下の項目全てに該当する者を指します。

- ① 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
- ② 父母等と別居している者
- ③ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）に 150 万円以上の収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者
- ④ 父母等（配偶者を除く）から経済的な援助を受けていない者

(5) 事後活動について

本事業の応募に当たっては、「事後活動」の重要性についても認識してください。内閣府は、事業実施中の活動だけでなく、事業参加後、事業で得た学びを広く社会に還元することを目的にした事後活動も重視しています。内閣府の青年国際交流事業は歴史が長いため、「日本青年国際交流機構（IYE0）」を中心とした世界的なネットワーク、同窓会組織による事後活動の機会が充実しています。事後活動とは何かを知りたい場合は、内閣府発行の「事後活動ニュース」

(<https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/koho/index.html>) 又は IYE0 ホームページ (<https://www.iyeo.or.jp/>) を御覧ください。